

# 株式会社 小林洋行

(2003年版)

## 【はじめに】

本書は、平成 15 年 3 月期（平成 14 年 3 月～平成 15 年 3 月）における当社の会社概要、営業の状況及び経理の状況について記載したものです。

なお、以下の\*印を付した項目については、証券取引法に基づいて作成した「有価証券報告書」に記載していますので、別添の有価証券報告書をご覧ください。

## 【記載項目について】

### 1. 会社の概況

- \*①会社名等 会社名、所在地、電話番号、代表者役職、氏名を記載しています。
- \*②会社の沿革 当社の設立から現在までの沿革を記載しています。
- \*③会社の目的 定款に記載された当社の目的を記載しています。
- \*④事業の内容 当社の経営組織、事業の内容について記載しています。
- \*⑤営業所の状況 本店及び従たる営業所について、店舗の名称、所在地、電話番号を記載しています。
- \*⑥財務の概要 平成 15 年 3 月期における資本金、純資産額、営業収益、経常利益等の主要な財務指標について記載しています。
- \*⑦発行済株式総数 平成 15 年 3 月期における発行済株式総数を記載しています。
- \*⑧主要株主名 所有株式数の多い株主 10 名の氏名、所有株式数等を記載しています。
- \*⑨役員の状況 当社の役員の氏名、主要略歴等を記載しています。
- \*⑩従業員の状況 当社の社員数、登録外務員数等を記載しています。

### 2. 営業の状況

- \*①営業方針 当社の営業方針、企業の特徴等について記載しています。
- \*②当社及び当業界を取巻く環境 内外の経済の状況、商品先物取引業界の動向等について記載しています。
- \*③営業の経過及び成果 当社の平成 14 年度における業績について記載しています。
- \*④対処すべき課題 当社が対応すべき今後の課題等について記載しています。
  - ⑤受託業務管理規則 当社が受託業務の適切な遂行のために定めている社内管理規則を記載しています。
  - ⑥外務員の登録状況 期首及び期末における登録外務員数並びに期中における外務員の登録人数及び抹消人数を記載しています。
  - ⑦委託者数 期首及び期末における委託者数及び期中における新規委託者数を記載しています。
  - ⑧苦情・紛争に関する事項 期中における委託者からの苦情及び紛争の状況についてその件数を記載しています。
  - ⑨訴訟に関する事項 期中において係争中の裁判についてその件数を記載しています。

### 3. 経理の状況

- \*①貸借対照表
- \*②損益計算書
- \*③重要な会計方針
- \*④注記事項
- \*⑤利益金処分計算書
- \*⑥監査報告書
- ⑦財務比率

### 4. 業務関連事項

- ①月間売買高 各商品ごとの売買枚数について自己・委託別に記載しています。
- ②月末建玉状況 各商品ごとの月末現在の建玉数について自己・委託別に記載しています。

## 記載項目 2-⑤ 受託業務管理規則

### (目的)

第1条 この規則は、商品先物取引に参入するにふさわしい健全な委託者層の拡大と、委託者の保護育成を図ることにより、業界の健全な発展に資するため、受託業務の適正な運営及びその管理に必要な事項を定める。

### (管理組織)

第2条 当社は受託業務に係る責任の所在の明確化を図るため、管理責任者を次のとおりとする。

- (1). 管理総括責任者を管理本部長とする。
- (2). 管理総括責任者を補佐する副管理総括責任者を、営業副本部長とする。
- (3). 統括管理責任者を顧客サービス部長とする。
- (4). 管理責任者を本社顧客サービス室長及び関西支社顧客サービス室長とする。
- (5). 営業店に顧客サービスチームを設置し、営業店長を顧客サービスチームの責任者とし、これを補佐する副責任者として顧客管理要員をおく。
- (6). なお、本店営業部及び関西支社営業部については、それぞれ顧客サービス室長を顧客サービスチームの責任者とする。

2 顧客サービスチームの職務は次のとおりとする。

- (1). 「顧客カード」・「お客様カード」を精査し、顧客の選別並びに受託の適否を決定。
- (2). 顧客管理のための「顧客カード」・「お客様カード」の整備。
- (3). 委託者の資金力・取引経験等からみて不相応と判断される売買取引の抑制。
- (4). 商品先物取引の経験のない委託者からの受託に係る管理措置に基づく審査。
- (5). 登録外務員等の委託者に対する連絡・サービス状況の掌握及び営業部門に対する指導。
- (6). 取引内容に不適正な状況が認められた場合の迅速な措置と不正資金の流入防止。
- (7). 関係法令・諸規則・取引所指示事項の遵守状況の監視。
- (8). 委託者からの苦情・紛議等に対する適切な対応と疑義等の解明努力。
- (9). 過去に恣意的な紛議を多発した委託者等特定委託者の参入予防措置。
- (10). 商品先物取引に必要な知識の啓蒙普及並びに委託者の理解度を向上させるために必要な措置。
- (11). その他委託者の保護育成に必要と認められる事項。

### (適格性の審査)

第3条 当社は、次の各号に掲げる者に対しては、商品先物取引の委託の勧誘及び受託を行わないこととする。

- (1). 未成年者、成年被後見人、被保佐人及び精神障害者。
- (2). 生活保護法被適用者。
- (3). 過去に商品取引事故を惹起した者、恣意的に紛議を多発した者その他商品市場の秩序を乱す虞があると思量される者。
- (4). 日本語による意思の疎通ができない者。

- (5). 長期療養者及びそれに準ずる者（身体に著しいハンディをもつ者を含む）。
  - (6). 専業主婦。
  - (7). 70歳代半ば以上の高齢者（但し余裕資金を有するものは第2項による）。
  - (8). 金融機関勤務者及び官庁・地方自治体等の出納・会計業務責任者、企業・団体等の経理・会計責任者等第三者の資金を直接扱える者。
- 2 委託者が次に掲げる者に該当することが判明したときは、不適格者に準ずる者として勧誘を行わない。ただし、本人から取引を行いたい旨の本人自筆の書面による申出書があり、管理総括責任者が正当な理由があると認めた場合に限り、条件を付して受託を行うものとする。
- (1). 年金・退職金・保険金等により生計を維持し、余裕資金を有する者。
  - (2). 前項第8号の業態・職種に該当する者で第三者の資金を直接取り扱う職務・職位でない者。
  - (3). 70歳代半ば以上の高齢者で余裕資金を有する者。
- 3 第1項及び第2項に該当しない者であっても、顧客サービスチームの責任者が、その者の資金力、理解度等からみて商品先物取引を行うにふさわしくないと認定した者に対しては、委託の勧誘及び受託を行わないものとする。

（勧誘に際しての留意と説明義務）

第4条 商品先物取引の委託の勧誘に当たっては、社名、商品先物取引であることを告知することとし、受託契約準則、「商品先物取引—委託のガイド」、「貴社が定めた委託本証拠金額一覧」等の関係書面を交付し、商品先物取引の仕組み（特に委託証拠金制度、損益の計算方法、予測が外れた場合の売買対処等）、上場商品に関する知識並びに情報収集の方法の基礎知識について詳細に説明し、その投機的本質について危険開示を行うとともに、委託者の判断と責任において取引を行うことについて、委託者に十分な自覚を促したうえで参加を求めるものとする。

- 2 当社は、委託証拠金について次のとおり定める。
- (1). 委託本証拠金の額等は、全ての上場商品につき、取引所が定める委託本証拠金基準額と同額とする。
  - (2). 委託本証拠金の額等に係る社内責任者として管理本部長を定め、その内容について社内にて徹底するとともに、委託者に周知し、その内容を3年間保存するものとする。

（取引意思の確認）

第5条 当社は、約諾書の差入れに先立って「お客様カード」の差入れを受けるものとする。「お客様カード」は次の事項について、委託者に直接記入を求めるものとし、受託前に予め顧客サービスチームの責任者に報告し、審査を受けるものとする。

- (1). 氏名、性別、生年月日、年齢、住所及び連絡先
- (2). 家族構成（配偶者の有無、子等）
- (3). 職業、役職、勤務先及び勤務先住所
- (4). 年収、預貯金、所有不動産等
- (5). 取引の動機
- (6). 先物取引経験の有無（商品、金融、債権、有価証券ごとに取引会社名、取引年数、銘柄、投下資金）

- (7). 株式等経験の有無（現物、信用、公社債ごと取引会社名、取引年数、投下資金）
  - (8). 当初取引予定資金（3ヶ月間）
  - (9). 商品先物取引の理解度
- 2 勧誘、契約、売買指示の各段階において、委託者の取引意思を確認するための手続きを明確にし、委託者の取引意思を確認し、かつ、その意思を忠実に実行していること等について記録の充実をはかることとする。
  - 3 契約時の取引意思の確認と同時に、委託者に対して本人確認を行い、証明書類を求めるものとする。

（委託者の保護育成措置）

第6条 商品先物取引の未経験者、又は経験の浅い委託者及びこれらと同等と判断される者については、取引開始から3ヶ月間を取引習熟期間と定め、第7条の制限を行う。

（未経験者に対する管理措置）

- 第7条 新たな委託者から取引の委託を受けるに際して、第4条第1項に定める説明及び第5条に定める取引意思の確認を経て、先物取引の仕組みに対する理解度の点検を行った上で、取引の受託を行うものとする。
- 2 習熟期間中の委託者からの取引の受託については、原則として「お客様カード」にて申告を受けた当初取引予定資金の範囲内とする。
  - 3 当初取引予定資金に拘らず、初回建玉の資金は、500万円以内とする。
  - 4 なお、前3項については、原則として経験の有無を問わない。

（受託の制限）

- 第8条 第3条第2項第1号及び第3号に該当する委託者にあつては、本人自筆の申出書に加えて原則として次の制限を付加するものとする。
- (1). 初回建玉の資金は200万円以内とする。
  - (2). 当初6ヶ月間は差引入金額を500万円以内とする。

（受託業務における禁止行為）

第9条 商品先物取引の受託及び委託の勧誘にあつては、商品取引所法、同施行規則、受託契約準則、日商協「受託等業務に関する規則」に定める禁止事項を遵守するものとする。

（不正資金の流入防止）

- 第10条 第3条第2項第2号に該当する委託者については、経験者も含め、取引開始3ヶ月間又は委託者の属性によっては3ヵ月以上の期間、当初取引予定資金の制限又は建玉制限を加えることがある。
- 2 前項の委託者からの差引入金額が2,000万円を超え、さらに1,000万円を超える毎に、顧客サービスチームの責任者又は副責任者は委託者に自己資金の裏付け確認を取る等、資金事情の説明を受けるものとする。

- 3 当該委託者の資産状況からみて不相応なものに対しては、審査し、新規受託の禁止、残玉決済等の特段の措置を講ずること。また不正資金の流用が判明した時点では速やかに決済する等、清算の方向を明確にする。
- 4 前2項に関しては、その記録を作成し、これを10年間保存するものとする。

(市場管理規則の遵守)

- 第11条 当社は、先物取引市場における取引の公正を確保するため、委託者の建玉について、委託者に対し、取引所の市場管理規則に定める建玉制限の周知を行いその遵守について委託者の理解を求めるとする。
- 2 市場管理とは別途に、受託者としての建玉制限を行うことがあることについて、委託者の理解を求めるとする。

(その他の管理措置)

- 第12条 違反者に対する懲戒については、不正行為があったと認めたときは、当該者並びに関係者に対して就業規則第6章第2節の規定に準じて制裁を行う。

(広告・宣伝に係る管理措置)

- 第13条 当社は広告・宣伝に係る管理体制を次のとおり定める。
- (1) 広告・宣伝に係る管理責任者を業務本部長とする。
  - (2) 管理責任者を補佐する副管理責任者を、広報室長とする。

(日本商品先物取引協会への届出)

- 第14条 本規則の制定及び改正は、取締役会の決議を経て行い、日本商品先物取引協会へ届出るものとする。

(付則)

1. 本規則は平成10年7月22日取締役会において決議した。
2. 本規則は平成10年9月1日より実施する。
3. 平成11年8月1日一部改正。
4. 平成12年4月1日一部改正。
5. 平成14年12月1日一部改正。
6. 平成15年6月6日一部改正。

記載項目 2-⑥ 外務員の登録状況

期首 登録外務員数	新規登録数	登録抹消数	期末 登録外務員数
298名	88名	71名	315名

記載項目 2-⑦ 委託者に関する事項

期首 委託者数	新規委託者数	期末 委託者数
2,170名	1,713名	1,806名

記載項目 2-⑧ 苦情・紛争に関する事項

当社では、委託者からの苦情や相談等を受付ける専門部署として、本社及び関西支社に顧客サービス室を設けております。

また、各支店においても支店長がその一翼を担い、総括責任者(取締役)のもと、顧客サービスチームを編成しております。

委託者からの苦情等の申立があった場合には、直ちに詳細な社内調査を実施して、迅速かつ適切な対応を行ない、円滑な処理を推進しております。

また、顧客サービス室と顧客サービスチームによる営業部門に対するチェック、指導を強化し、委託者の要望等を聴取して意志の疎通を図り、一層の理解と啓蒙を深めることにより、事故等の未然防止にも努めております。

平成14年度中においては、日本商品先物取引協会及び東京工業品取引所に5件の申出があり、うち2件が円満解決しており、3件が処理中であります。また、平成13年度中より処理中の1件も円満解決しております。

受付件数	処 理 結 果			処 理 中
	解 決	取り下げ	打ち切り	
5	2	0	0	3

記載項目 2-⑨ 訴訟に関する事項

平成14年度中の係争

当年度における訴訟は、平成12年度より係争中の1件が平成14年12月11日の裁判所、原告及び代理人との3者協議会において、当社が和解金として280万円を支払うことで合意し解決いたしました。

訴訟件数	判 決	和 解	係 争 中
1	0	1	0

記載項目 3-⑦ 財務比率

諸 項 目	比 率
(a) 純資産余裕比率 [純資産額/必要純資産額×100]	652%
(b) 自己資本資本金比率 [自己資本/資本金×100]	724%
(c) 自己資本比率 [自己資本/総資本×100]	42%
(d) 修正自己資本比率 [自己資本/(総資産額-委託者に係る取引所預託金-分離保管措置額)×100] * 1	52%
(e) 当座性資金等比率 [当座性資金等/流動負債額×100]	118%
(f) 委託者未収金比率 [委託者未収金/純資産額×100]	4%
(g) 借入金比率 [(借入金+借入有価証券+社債)/総資産額×100]	6%
(h) 経常収支率 [経常収益/経常費用×100]	137%
(i) 負債比率 [負債合計額/純資産額]	1.2倍
(j) 流動比率 [流動資産額/流動負債額×100]	129%
(k) 委託手数料収益比率 [委託手数料/経常収益×100]	91%
(l) 自己売買収益比率 [自己売買収益/経常収益×100]	6%

\* 1 総資産額から、委託者資産のうち取引所への預託金額及び委託者債権の保全制度に基づいて金融機関に預託されている額を控除した額を用いて計算された自己資本比率となっております。

(a) 純資産余裕比率

「純資産額」とは、資産から商品取引責任準備金（商品取引所法に基づく引当金）を除いた負債を控除したものをいい、「必要純資産額」とは、商品市場ごとに定められた商品取引員として必要とされる純資産のことをいいます。商品取引所法の規定により商品取引員が有していなければならない必要純資産額に対する純資産の余裕度をみるもので、比率が高いほど法定基準に対する余裕があると言えます。

(b) 自己資本資本金比率

資本金に対する取崩し可能な資本を含む自己資本の割合をみるもので、比率が高いほど経営が安定していると言えます。

(c) 自己資本比率

総資本に占める自己資本の割合をみるもので、比率が高いほど長期的な支払能力の安定性が高いと言えます。

(d) 修正自己資本比率

委託者から預託を受けた委託証拠金代用有価証券のうち、委託者の取引に係る取引所への預託金額及び委託者債権の分離保管制度に基づいて金融機関へ預託されている額は実質的に事業資金として使用できないことから、これらの預託額を控除した総資産額に占める自己資本の割合をみたものです。

(e) 当座性資金等比率

「当座性資金等」とは、流動資産のうち、現金、預金、金銭の信託、受取手形、有担保委託者



未収金、売掛金、有価証券、商品、保管有価証券、差入保証金、有担保委託者損差金及び未収先物取引差金をいいます。

短期間に支払期限の到来する流動負債と短期間に現金化する可能性のある当座性資金等を対比したもので、比率が高いほど短期的な支払能力の安定性が高いと言えます。流動比率との違いは、流動資産のうち、より現金化する可能性の高い「当座性資金等」を指標としているところです。

(f) 委託者未収金比率

正味の資産である純資産に対する委託者未収金（長期未収債権に属するものを含む）の割合をみるもので、比率が低いほど経営が安定していると言えます。

(g) 借入金比率

総資産に占める借入金（借入金、借入有価証券、社債（転換社債を含む））の割合をみるもので、比率が低いほど経営が安定していると言えます。

(h) 経常収支率

経常的に発生する収益と費用を対比したもので、比率が高いほど経常的な収益力が高いと言えます。

(i) 負債比率

純資産と負債合計を対比したもので、比率が低いほど長期的な支払能力の安定性が高いと言えます。

(j) 流動比率

短期間に支払期限の到来する流動負債と短期間に現金化する可能性のある流動資産を対比したもので、比率が高いほど短期的な支払能力の安定性が高いと言えます。

(k) 委託手数料収益比率

経常収益に占める委託手数料収入の割合をみるもので、比率が高いほど収益が手数料収入に依存している割合が高いと言えます。

(l) 自己売買収益比率

経常収益に占める自己売買収益の割合をみるもので、比率が高いほど収益が自己売買収益に依存している割合が高いと言えます。

株式会社小林洋行

下記のとおり、P 6 の記載に誤記がございましたので、訂正いたします。

P 6

〔正〕

平成14年度中においては、日本商品先物取引協会及び東京工業品取引所に7件の申し出があり、うち3件が円満解決しており、4件が処理中であります。また、平成13年度中より処理中の1件も円満解決しております。

受付件数	処 理 結 果			処 理 中
	解 決	取り下げ	打ち切り	
7	3	0	0	4

〔誤〕

平成14年度中においては、日本商品先物取引協会及び東京工業品取引所に5件の申出があり、うち2件が円満解決しており、3件が処理中であります。また、平成13年度中より処理中の1件も円満解決しております。

受付件数	処 理 結 果			処 理 中
	解 決	取り下げ	打ち切り	
5	2	0	0	3

訂正年月日

平成15年8月20日